

いじめのない 笑顔あふれる学校を



旭川市立東鷹栖中学校

1 はじめに

いじめを受けた人は、心や体が傷つき、苦しい思いをします。そのようないじめが続くと、心や体の成長に影響を与え、場合によっては生命や身体に重大な危険を生じさせたりするおそれがあります。

学校の先生方をはじめ、保護者、様々な関係機関の方々や教育委員会は、児童生徒をいじめから守り、充実した学校生活を送ることができるよう、協力して取組を進めています。また、みんなで共通理解して取組を進めるために、旭川市と教育委員会では「旭川市いじめ防止基本方針」を、東鷹栖中学校では「学校いじめ防止基本方針」をつくり、ホームページで知らせています。

一方で、いじめの問題を解決するためには、生徒自身が、「いじめは絶対に許されないことである」という考えをもち、いじめの問題について、考え、話し合い、いじめを防止するための取組を進めることが何より重要です。そのためには、生徒会役員が「旭川市いじめ防止基本方針」や自分の学校の「学校いじめ防止基本方針」の内容をよく理解するとともに、自分たちが主体となったいじめ防止の取組をどのように進めていくかを考え、全校生徒に伝えるべき内容を整理した「東鷹栖中学校いじめ防止基本方針（生徒版）」を作成しました。

東鷹栖中学校の生徒全員が「いじめは絶対に許されないことである」という考えをもち、いじめのない笑顔あふれる学校づくりを進めましょう。

2 いじめとは？

いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条より）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

次のようなことは「いじめ」です

- 悪口や脅しなど、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれや、無視をされる。
- ぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ものを隠されたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- お金や大切にしているものをたかられる。
- 悪口がメールで送られてきたり、インターネットに書き込まれたりする。 など

いじめのない学校をつくるために

こんなことを心がけて生活します

- いじめは、「人として許されない」という強い心をもちます。
- お互いのよさや違いを認め、尊重し合います。
- 相手の気持ちを考えて、発言したり行動したりします。
- 社会のルールや学校のきまりを守って、落ち着いた生活をします。
- 友達と協力しながら係活動や行事に進んで取り組みます。
- 体験活動やボランティア活動に取り組み、友達との絆を強めます。
- パソコンやタブレット、スマートフォンは、ルールを守って使います。
- 自分や友達を大切にします。

もし、いじめられたときは

- 一人で悩まず、先生方や家族などの大人や友だちに相談します。

いじめを「見た」「聞いた」「相談された」ときは

- 見て見ぬふりをせずに、勇気をもって助けます。
- いじめをやめさせたり、先生方や家族に伝えたりします。
- いじめられている人に、先生方や家族に相談するよう話します。

いじめのない学校をつくるために私たちができること



東鷹栖中学校 「明るい学校宣言」 ～宣言文～

- ◆ 私たちは、東中生として、いつも「明るさ」を忘れません。
- ◆ 私たちは、誰にでも元気よく挨拶します。
- ◆ 私たちは、みんなでこの学校を大切にします。
- ◆ 私たちは、人に言われる前に気付き、自分で考え、協力して実行します。
- ◆ 私たちは、いつも「自信・責任・思いやり」を持って行動します。
- ◆ 私たちは、地域の人々と交流し、伝統を大切にします。

4 いじめを受けた、見た、聞いた、相談を受けたときは

東鷹栖中学校の先生方は、もし皆さんの中からいじめが生まれてしまった場合、少しでも早く見付け、解決するために、先生方みんなですべて対応できるように体制を組んでいます。まずは、「東鷹栖中学校いじめ防止基本方針」をよく読んで、先生方が自分たちをどのように守ってくれるのかを知りましょう。その上で、もし自分がいじめを受けた場合や、見たり、聞いたり、友達に相談したりした場合には、保護者や先生にすぐに報告することが早期解決につながります。

5 いじめを防止するの生徒会の取組

私たちの生徒会では、平成12年に当時の生徒会が制定した「明るい学校宣言」(2ページに掲載)が、学校中に掲示されています。生徒一人一人がこの宣言を意識して生活することが、いじめ未然防止につながり、明るく楽しい学校生活が送れるのではないかと考えています。

4月の生徒会入会式や月ごとの全校集会で、本部役員が宣言文を読み上げて全校生徒に内容の理解を深めてもらう活動を行っています。また、新入生説明会では、新年度入学する生徒と保護者へ、この内容を伝えています。

6 いじめを相談したいときは

いじめを受けたり、見たり、聞いたりしたときは、先生や家族、友達などに相談することが大切ですが、よく知っている人には相談しにくい場合もあるかもしれません。そういった場合でも、相談できる場所があることを知っておくことが大切です。相談窓口は「学校いじめ防止基本方針」にも掲載してあります。すぐにどこかへ相談することの大切さをお互いに伝えあうとともに、次ページの資料を活用して、悩んだら、即、相談窓口連絡するようにしましょう。

東鷹栖中学校いじめ防止プログラム

 未然防止の取組
 早期発見の取組

	4月	5月	6月
教職員	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ防止対策組織会議 ・学校いじめ防止基本方針の学校HPでの公 ○生徒に関わる小学校との情報交 ○学校ネットパトロール(毎月実施) 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ防止対策組織会議 ・校内研修(1)の内容の検討及び準備、運営 ○校内研修(1) ・生徒理解研修① ○校内研修(2) ・アセスメントツールを使った生徒理解や学級 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ防止対策組織会議 ・校内研修(2)の内容検討及び準備、運営 ○校内研修(3) ・特別支援教育の在り方について講義 ○道教委いじめ問題への取組状況 ○教育相談①
生徒	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ防止基本方針の説明 ○学習及び生活の基礎づくり ・学習規律、学習習慣・基本的な生活習慣 ○いじめ相談窓口の周知 ・校内の窓口 ・「子ども版市長への手紙」 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止の理解を深める学習① ○各種調査の実施 ○「明るい学校宣言」の取組(生徒) 	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒アンケート調査① ○いじめ・非行防止強化月間① ○中連生活部6月研修会の参加 ○ストレスチェックアンケート実施・面
家庭・地域	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者懇談会 ・学校いじめ防止基本方針の説明 ・インターネット上のいじめの防止に関わる啓発 ○学校いじめ防止基本方針のHPでの ○家庭懇談 3年 ○チェックリストの活用(通年) ○いじめに関わる情報収集(通年) 	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭懇談 1・2年 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校運営協議会 ・学校いじめ防止基本方針等の説明

	7月	8月	9月
教職員	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ防止対策組織会議 ・1学期の取組の点検・評価 ・2学期の重点の検討 ○児童(生徒)に関わる学校間の ○市教委いじめに関する実態調査 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ防止対策組織会議 ・校内研修(3)の内容検討及び準備、運営 ○校内研修(3) ○「旭川市生徒指導研究協議会」 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ防止対策組織会議 ・旭川市生徒指導研究協議会の内容についての還流 ・前期の取組についての点検・評価 ○道教委いじめ問題への取組状況の
生徒	<ul style="list-style-type: none"> ○道教委いじめアンケート調査① ○ネット安全教室の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○ボランティア活動の実施 ○生活・学習Actサミットへの参加 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止の理解を深める学習 ○全校集会における「いじめ」を ○生徒会による「明るい学校宣言」の
家庭・地域	<ul style="list-style-type: none"> ○1学期の取組の状況等についての 	<ul style="list-style-type: none"> ○「旭川市生徒指導研究協議会」への保護者の参加呼びかけ 	

	10月	11月	12月
教職員	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ防止対策組織会議 ・校内研修(4)の内容の検討及び準備、運営 ○校内研修(4) ・児童(生徒)理解研修② ○校下小中学校との連携 ・授業参観 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ防止対策組織会議 ・アンケート調査の取りまとめ及び結果の ○児童・生徒に関わる学校間の情報交流(授業参観等) ○道教委いじめ問題への取組状況 ○教育相談②(三者懇談) 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ防止対策組織会議 ・2学期の取組の点検・評価 ○学校評価 ・いじめの防止等に関わる取組についての点 ○市教委いじめに関する実態調査
生徒	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ・非行防止強化月間② ○生活・学習Actサミットを受けた ○ストレスチェックアンケート実施・ 	<ul style="list-style-type: none"> ○児童(生徒)アンケート調査② ○全校集会の実施 ○ボランティア活動の実施 全校おむつ縫い 	<ul style="list-style-type: none"> ○道教委いじめアンケート調査② ○中連生活部12月研修会における
家庭・地域	<ul style="list-style-type: none"> ○学校運営協議会 ○ネット安全教室への保護者の 	<ul style="list-style-type: none"> ○参観日における「いじめ」をテー 	<ul style="list-style-type: none"> ○2学期の取組の状況等についての

	1月	2月	3月
教職員	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ防止対策組織会議 ・学校評価の結果の分析 ・いじめ防止に係る学年集会の内容の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ防止対策組織会議 ・校内研修(5)の内容の検討及び準備、運 ○校内研修(5) ○市教委いじめに関するアンケート ○教育相談③ 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ防止対策組織会議 ・学校評価等を踏まえた、学校いじめ防止基本方針 等の見直し ○校下小中学校との連携 ・進学に伴う情報交換 等 ○市教委いじめに関する実態調査
生徒	<ul style="list-style-type: none"> ○学年集会の実施 ・いじめ防止に係る取組 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒アンケート調査③ ○ストレスチェックアンケート実施・ 	
家庭・地域	<ul style="list-style-type: none"> ○学校運営協議会 ・1年間の取組状況の説明 ・次年度の学校いじめ防止基本方針に関わ 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校関係者評価の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○3学期の取組の状況等についての

主な相談窓口

◆旭川市子どもSOS電話相談（いじめ・不登校）

<電話番号> 0120-126-744（いじめなしよ）

<受付時間> 平日 8:45～17:15（祝日、年末年始を除く）

◆少年サポートセンター「少年相談110番」（北海道警察）

<電話番号> 0120-677-110

<受付時間> 平日 8:45～17:30

◆子どもの人権110番（旭川地方法務局）

<電話番号> 0120-007-110（ゼロゼロなのひゃくとおばん）

<受付時間> 平日 8:30～17:15

◆旭川法務少年支援センター（旭川少年鑑別所）

<電話番号> 0166-31-5511

<受付時間> 平日 9:00～17:00

◆法テラス旭川

<電話番号> 050-3383-5566

<受付時間> 平日 9:00～17:00

◆上川教育局相談電話

<電話番号> 0166-46-5243

<受付時間> 平日 8:45～17:30

◆子ども相談支援センター（北海道教育委員会）

<電話番号> 0120-3882-56

0120-0-78310（24時間子供SOSダイヤル）

<受付時間> 毎日24時間

<メール相談> sodan-center@hokkaido-c.ed.jp

◆おなやみポスト（北海道教育委員会）

<Web サイト> <https://www2.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/kodomo-sos/>



◆北海道いのちの電話（社会福祉法人北海道いのちの電話）

<電話番号> 011-231-4343

<受付時間> 毎日24時間

◆性暴力被害者支援センター北海道【SACRACH さくらこ】（北海道・札幌市）

<電話番号> 050-3786-0799 または #8891

<受付時間> 平日10:00～20:00（土日祝、12/29～1/3除く）

<メール相談> sacrach20191101@leaf.ocn.ne.jp



「スクールカウンセラーに相談するには…」
月行事予定表備考 SC 欄に○のある日が片桐先生の来校日です。
3階相談室が相談場所です。



～いじめのない^{えがお}笑顔あふれる^{がっこう}学校を～